平成３０年１１月１２日

会員各位

岐阜県行政書士会

第二業務部長　 本間 大介

業務総合対策部会長　玉置 啓昭

**新たな定款認証制度の説明会（お知らせ）**

　今般、公証人法施行規則の一部が改正され、平成３０年１１月３０日から、株式会社、一般社団法人、一般財団法人の定款認証の方式が変わります。

　つきましては、本改正のお知らせとともに、岐阜公証人合同役場ご協力のもと下記のとおり説明会を実施致します。関心ある会員の多数のご参加を宜しくお願い致します。

記

日時　　**平成３０年１２月１９日（水）１４：００～１５：３０**

場所　　ハートフルスクエアーG「大研修室」（岐阜市橋本町１丁目１０番地２３）

内容　　新たな定款認証制度について

　　　　講師　岐阜公証人合同役場　公証人　谷口照夫　先生

添付　　日本公証人連合会パンフレット及びチラシ「新たな定款認証制度へ」

申込方法　本会事務局までFAX又はメールで１２月１３日迄に申し込み下さい。

＜会場アクセス案内　会場HP＞　<https://gikyobun.or.jp/heartful/access/>

申込書

上記説明会に申し込みます

支部　　　　　　　　　　　　　　　氏名

本会事務局（FAX）０５８－２６４－９８２９　（メール）honkai@gifu-gyosei.or.jp